

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.18 (2009 年 6 月～2009 年 10 月)

財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

本年 7 月にイタリア・ラクイラにおいて G8 首脳会議、及び主要経済国フォーラム (MEF) 首脳会合が開催されました。今回のサミットでは、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を改めて確認し、削減目標の一部として先進国全体で 2050 年までに 80%以上の排出削減を行うとする目標が支持されました。しかし、先進国と途上国の主張の溝を埋めるまでには行かず、2009 年 12 月に開催される気候変動枠組条約締約国、及び京都議定書締約国会議 (COP15、COP/MOP5) における国際的な取り組み合意の難しさが改めて認識されました。

各国の取組みに目を向ければ、我が国では、「2020 年までに 1990 年比 25%削減」を公約の 1 つに掲げた民主党が 8 月の衆議院選挙において過半数を獲得しました。その後、9 月 22 日、民主党の鳩山代表が国連の気候変動首脳級会合 (気候変動サミット) における演説で国際社会に向けて正式に意思表明を行ったことは記憶に新しいことと思います。米国では、米国議会上院に排出権取引制度を含むクリーンエネルギー雇用と米国電力法案が提出されるなど、各国の国内対策の動向も注目されています。

本稿では、2009 年 6 月から 2009 年 10 月にかけての注目すべきポイントを中心に、気候変動対策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

目次

1. 鳩山新政権が発足し、日本の環境政策は大きく方針転換 2
2. ラクイラサミット 3
3. 2008 年の AAU および CER の移転、保有等の状況 4
4. 米国 議会上院が気候変動法案を発表 5
5. 英国が業務部門を対象にした排出量取引制度の詳細を公表 6
6. 炭素リーケージが懸念されるセクターの検討状況 (EUETS) 7
7. 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減 (REDD+) 8

1. 鳩山新政権が発足し、日本の環境政策は大きく方針転換

8月30日に実施された第45回衆議院選挙において民主党が大勝したことを受け、9月16日に鳩山内閣が成立した。

鳩山首相は、日本の温室効果ガス削減に係る中期目標として、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提として「2020年までに1990年比で25%の排出削減」を目指す意向を示した。鳩山首相は9月22日に国連本部で開催された国連気候変動首脳会合に出席し、自ら日本のステートメントを発した。

この中期目標は6月に麻生首相が示した「2020年までに2005年比で15%の排出削減」に比べて大幅な上積みとなるが、麻生首相が国内の温室効果ガス排出削減のみによるもの（いわゆる「真水」）としたのに対し、鳩山首相は海外からの排出枠購入等を含む目標としており、国内対策分がどれだけになるかは未だ明らかにされていない。

表 1 日本の中期目標

	中期目標	2020年排出量	1990年比	2005年比
鳩山首相	1990年比▲25%	9.52億t-CO ₂	▲25%	▲30%
麻生前首相	2005年比▲15%	11.54億t-CO ₂	▲9%	▲15%

(注) 各年の排出実績は国連気候変動枠組条約事務局のインベントリデータに基づく。なお、2007年度の排出実績は13.74億t-CO₂である。

鳩山首相はこの中期目標の達成に向けてあらゆる政策を総動員すると述べているが、民主党はマニフェストに国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入・固定価格買取制度の拡大¹などを掲げている。

まずは年末のCOP15に向け、目標達成に要するコストの再計算を行うためのタスクフォースを設置し、エネルギーコスト削減・新市場創設によるプラスの経済効果や十分な温暖化対策を行わなかった場合の影響額を含めた試算が行われる。

また、国内排出量取引の制度設計と合わせ、地球温暖化対策税についても検討が進められる予定である。地球温暖化対策税については、来年度税制改正でガソリン税等の暫定税率が廃止される公算が強いことから税率の引下げによる燃料消費の急増を懸念する意見も強く、早急に政府・与党内で検討が進められる見込みだ。

(文責 樋口岳彦)

(出所)

[1] 外務省ホームページ：国連気候変動首脳会合 概要と評価、2009年9月22日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64_kiko_gh.html

[2] 環境省ホームページ：小沢環境大臣会見（2009年10月9日）

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/>

¹ 8月に太陽光発電の余剰電力を対象とする固定価格買取制度の導入が決定しているが、民主党は対象を他の再生可能エネルギーに拡大して発電量全量を買取対象とする制度の導入をマニフェストに掲げている。

2. ラクイラサミット

2009 年 7 月 8 日から 10 日までの 3 日間、イタリア中部のラクイラで第 35 回主要国首脳会議（ラクイラサミット）が開催された。主要議題の一つとなった気候変動問題については、8 日の G8 首脳会合において、前回会合までの議論で合意された「2050 年に世界全体の排出量を少なくとも 50%削減」が再確認されたほか、先進国の削減目標や気温上昇に関しても新たに言及され、首脳宣言文に盛り込まれた。「先進国の削減目標」と「気温上昇」の 2 点は注目すべき成果であり、以下の項ではこれらについて記すこととする。

まず先進国の削減目標については、「1990 年 又はより最近の複数の年 と比して 2050 年までに 80% またはそれ以上削減するとの目標を支持する」とされた。基準年そのものが G8 において初めて言及されたものであると共に、1990 年からの基準年変更に含みを持たせる表現となっている。「1990 年」は気候変動枠組条約の行動目標や京都議定書で採用されているが、日本はかねてから複数の基準年を提案しており、今回の首脳宣言においてその提案が受け入れられた形と言える。

次に気温上昇であるが、「産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が摂氏 2 度を超えないようにすべきとの広範な科学的見解を認識する」とされた。日経エコロジー 9 月号によると、「2℃以内」は 1996 年の欧州環境閣僚理事会で設定されて以降、国際交渉において EU が提案した値とのことである。また今回のサミットで気温上昇の一文が受け入れられた背景には、オバマ新政権成立による米国のスタンスの変化があるとされている。

このように G8 首脳会合においては進展が見られた一方で、9 日に開催された主要経済国フォーラム（MEF）首脳会合では、「世界全体の排出を 2050 年までに 50%削減」を新興・途上国も含めた形での合意を目指したものの達成できず、首脳宣言文では「2050 年までに **相当の量削減**」という曖昧な表現で終止した。

中国やインドをはじめとした新興国の著しい成長により、G8 のみで世界全体の諸問題に対処することの限界を指摘する意見はかねてから存在し、それは気候変動問題においても例外ではない。今回のラクイラサミットの結果は、ポスト京都議定書などの国連交渉に直接的な影響を及ぼすわけではないが、先進国と新興国との意見の不一致や、先進国の相対的地位低下を改めて示唆するものであったと見ることは出来よう。

（文責 浅田芳宏）

（出所）

[1] 外務省 HP ラクイラ会議（G8 および MEF 首脳宣言の原文・仮訳あり）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/italy09/index.html>

[2] 日経エコロジー 9 月号 13 ページ

[3] 読売新聞、2009 年 7 月 11 日、「気温上昇「2 度以内」目標」

3. 2008 年の AAU および CER の移転、保有等の状況

32 개국²および欧州共同体の 2008 年に関する SEF (Standard Electric Format) が 2009 年 3 月から 8 月にかけて UNFCCC のウェブサイト公表された。SEF は、当該国の当該暦年における京都ユニットの期初・期末の保有量等、登録簿間の外部移転量等を示すものである。前年の提出は日本のみだったので、今回 SEF がはじめて出そろったことになる。SEF を用いて、2008 年の AAU³および CER⁴の移転、保有等の状況を見てみたい。

SEF によると、2008 年末までに 550 億 AAU が発行され⁵、2008 年中に各登録簿間で、AAU は 9 億 2,300 万 AAU、CER は 3 億 1,600 万 CER が移転された。

AAU は、チェコ、ウクライナ、スロバキア等で割当・発行量に対して保有量等⁶が減少し、イギリス、スイス、デンマーク、日本、イタリア等で保有量等が増加しており (表 1)、大まかに言えば、前者の諸国から後者の諸国に AAU が移転された。ベルギー、スペイン等の EU 諸国で AAU の保有量等の減少が見られるが、これは EUA⁷移転に伴う AAU の移転と思われる。

CER の保有量等は、日本、ドイツ、イギリス、スペインが大きいのに対して、CDM 登録簿からの移転量 (累計) では、イギリス、日本、スイス、オランダの順となっている (表 2)。これまで、イギリス、スイス、日本、オランダ等が CDM プロジェクトの主な投資国とされてきたが、イギリスおよびスイスに CDM 登録簿から移転された CER の半分以上は他の登録簿に移転されていることから、これらの CER のほとんどは取引目的であったと思われる。日本、ドイツ、スペイン等が主な実需国であることが確認される。

なお、スイスが保有等する AAU および CER は、基準年排出量に比して割合が大きいことから (表 2、表 3)、その多くは取引目的のものと思われる。

表 2 主な締約国の AAU の増減量 (2008 年末)

締約国	割当量に対する AAU の増減量	基準年排出量 5 年分に対する AAU 増減量の割合 (%)
イギリス	41,308,176	1.06
スイス	20,859,242	7.90
デンマーク	17,381,244	4.97
日本	16,610,517	0.26
イタリア	16,488,254	0.64
スペイン	-9,829,794	-0.68
ベルギー	-14,403,048	-1.98
スロバキア	-21,233,018	-5.89
ウクライナ	-22,319,759	-0.48
チェコ	-28,954,247	-2.98

表 3 主な締約国の CER の保有量等 (2008 年末)

締約国	CER の保有量等	基準年排出量 5 年分に対する CER 保有量等の割合 (%)	CDM 登録簿からの移転量 (2007 年からの累計)
日本	42,272,567	0.67	39,240,633
ドイツ	40,141,607	0.65	8,304,830
イギリス	25,103,406	0.64	62,161,648
スペイン	20,143,319	1.39	4,620,894
スイス	18,151,631	6.88	35,436,597
オランダ	16,510,888	1.55	25,725,864
フランス	12,175,470	0.43	14,339,841
イタリア	9,302,402	0.36	13,379,879
チェコ	4,329,134	0.45	0
アイルランド	3,670,980	1.32	0

(資料) 各国 SEF (2008 年版) から作成

(文責 田上 貴彦)

² 2009 年 10 月末現在、ベラルーシ、カナダ、クロアチア、アイスランドおよびマルタの登録簿は稼働していない。また、オーストラリアの登録簿は 2008 年 12 月 19 日に稼働したが、SEF は提出されていない。

³ Assigned Amount Unit。割当量に等しく各国登録簿に発行されたユニット。国際排出量取引の対象となる。

⁴ Certified Emission Reduction。CDM により発行されたユニット。

⁵ オーストラリアでは、2008 年末現在、AAU は発行されていない。

⁶ 当該国の保有口座、取消口座および償却口座の残高の合計。なお、ニュージーランドでは、AAU から ERU (Emission Reduction Unit。JI プロジェクトについて発行されたユニット。)への転換により、12 万 AAU の減少となっている。

⁷ EU 排出量取引制度で取引可能なアロワンス (排出枠)。EU Allowance。

(出所)

- [1] UNFCCC ホームページ
http://unfccc.int/national_reports/annex_i_ghg_inventories/national_inventories_submissions/items/4771.php

4. 米国 議会上院が気候変動法案を発表

2009 年 9 月 30 日に、米国議会上院で「クリーンエネルギー雇用と米国電力法案」(通称、Kerry - Boxer 法案) が発表された。他方、下院は、2009 年 6 月 26 日に、排出量取引制度を含む包括的なエネルギー・気候変動対策法案である「米国クリーンエネルギー・安全保障法案」(通称、Waxman - Markey 法案) を可決している。Kerry-Boxer 法案は、Waxman-Markey 法案とよく似た内容であるが、現時点での主要な相違点として、以下が挙げられる。

項目	【上院】	【下院】
	Kerry-Boxer法案	Waxman-Markey法案
削減目標(2005年比)(排出量取引対象部門の目標)		
2020年	20%削減	17%削減
2050年	80%削減	
排出枠配分		
オークション比率	排出枠の25%を連邦財政赤字の補填に充てる	開始当初は80%を無償割当し、オークションへ回るのは排出枠の20%
排出枠の無償割当	電力供給事業者、天然ガス地方供給事業者、石油精製事業者、エネルギー・貿易集約型産業、早期行動、エネルギー技術開発、消費者保護プログラム等へ排出枠を無償割当。ただし、割当量は明記なし。	電力供給事業者、天然ガス地方供給事業者、石油精製事業者、エネルギー・貿易集約型産業、早期行動、エネルギー技術開発、消費者保護プログラム等へ排出枠を無償割当。割当量を明記。
オフセット		
上限値	年間20億トン	
国内オフセットと海外オフセットの内訳	国内：15億トン	国内：10億トン
	海外：5億トン(国内オフセットの供給不足時には12.5億トン)	海外：10億トン(国内オフセットの供給不足時には15億トン)
貿易条項		
国境調整	上院の意向("Sense of the Senate")として、国境調整を含む貿易条項が入る予定としているが、詳細は記載なし。	一定の条件を満たす場合、2020年以降、米国への製品輸入の際に、排出枠の提出を義務付ける「国際的留保排出枠プログラム」を設ける

ポスト京都の枠組みについての合意形成が期待される 2009 年 12 月のコペンハーゲンにおける COP15 では、米国の動向が決定的に重要となる。しかし、米国議会は現在オバマ政権にとり最大の懸案事項である医療保険改革法案の審議に全精力を傾けていること等から、現時点ではコペンハーゲン会議までに議会上院で Kerry-Boxer 法案が審議・可決される可能性は低いと考えられている⁸。京都議定書の反省からも、議会が国内対策に合意しない中で、米国が国際的なコミットメントをする可能性は低いのではないかと。

(文責 田中鈴子)

⁸ オバマ大統領のエネルギー気候変動問題担当大統領補佐官である Carol Browner は、「12 月までに包括的なエネルギー法案に大統領が署名する可能性は低い」と述べている(出所 [2])。

(出所)

- [1] 米国上院環境・公共事業委員会 HP、米国下院エネルギー・商務委員会 HP
- [2] The New York Times, 2009 年 10 月 3 日, " Obama Aide Concedes Climate Law Must Wait "
http://www.nytimes.com/2009/10/03/us/politics/03climate.html?_r=1&ref=earth

5. 英国が業務部門を対象にした排出量取引制度の詳細を公表

英国は、欧州排出量取引制度 (EU-ETS) でカバーされていない業務部門を対象とした国内の排出量取引制度 (CRC : Carbon Reduction Commitment) の詳細を 10 月 7 日に公表し、今年中の政令化を目指している。彼らは、産業界とのワークショップを 3 回開催するなど 3 年以上かけてこの制度を検討してきたが、ようやく制度の詳細が確定した。

公表された本制度の枠組みは下記の通りである。

<導入時期と排出枠配分方法>

2010 年 4 月から 3 年間の第 1 フェーズでは、各事業者は 12 ポンド/t-CO₂ の固定価格で排出枠を購入する (ただし 1 年目は排出量の報告のみで排出枠購入は不要)。この 3 年間の排出量実績を踏まえて総量を決定し、2013 年 4 月からの第 2 フェーズでは全量オークションを実施する。

<対象>

保有する各事業所の年間電力消費量の合計が 6,000MWh を超える事業者のエネルギー起源 (電力、ガス、石油など) の CO₂ 排出量が対象だが、既存の制度である EU-ETS 及び気候変動協定 (CCA : Climate Change Agreement) ⁹ の対象となっている CO₂ 排出量は除外される。これにより対象となる事業者は 4,000 から 5,000 程度で、その排出量総計は約 5,000 万 t-CO₂ 強と見込まれている。

<その他>

排出枠販売の収入は本制度の対象事業者に全額還付される。各事業者は「排出量実績」、「制度開始前の実績」、「業績の成長度」により評価され、受け取る還付金が増減する。

7 月 15 日に発表した「低炭素移行計画 (The UK Low Carbon Transition Plan)」によると、英国は 2020 年までに 1990 年比で 34% の温室効果ガス削減を目指しているが、本制度により 440 万 t-CO₂ の排出抑制 (Carbon Saving) を見込んでいる。また参加事業者にとっては年間 10 億ポンド近くのコスト節約 (Cost Saving) になると試算している。

日本では東京都が同じタイミングで主に業務部門を対象とした独自の排出量取引制度を導入する予定である。産業部門対策として検討されることの多い排出量取引制度が、業務部門でどれだけ有効に機能するのか大変興味深い。

(文責 柴田 憲)

(出所)

- [1] 英国エネルギー・気候変動省ホームページ
http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/what_we_do/lc_uk/crc/crc.aspx

⁹ 気候変動税制度 (CCL : Climate Change Levy) の一部であり、削減目標について政府と協定を結んだ事業者がそれを達成した場合、CCL が 80% 減額される。

6. 炭素リーケージ¹⁰が懸念されるセクターの検討状況 (EUETS)

2013 年から開始される欧州排出量取引制度 (EUETS) では、対象設備に対する割当方法は無償割当方式からオークション方式に変更される。しかし、欧州委員会が定める炭素リーケージの可能性が高いセクター (リーケージセクター) については、排出枠の全量無償割当を行うこととしている。リーケージセクターの特定化は、コミトロジー手続きに従って 2009 年 12 月 31 日までに欧州委員会が決定することとなっている。EU 加盟国は欧州委員会の提案に対する承認を終えており、現在、欧州議会の審議に附されている。欧州議会では、本会議における採決に先駆け、欧州議会環境委員会において検討が開始された。同委員会では、欧州委員会の提案に対する大きな反発も無く合意に至る可能性が高いようである¹¹ (出所 [1]、[3])。

リーケージセクターは、「貿易集約度が 30%を超えるか、粗付加価値に占める追加的な炭素費用が 33%を超える」あるいは、「貿易集約度が 10%を超え、かつ粗付加価値に占める追加的な炭素費用が 5%を超える」産業部門が対象となる。欧州産業分類 (NACE) の第 4 コード (日本標準産業分類における小分類に相当) で分類される産業部門のうち、EUETS の対象は 258 部門あり、この中から欧州委員会はリーケージセクターとして 164 部門を選出している。欧州委員会によれば、排出量で計ったリーケージセクターの割合は、EUETS 全体の 25%、発電事業者を除く製造業の 77%となっている (出所 [2])。リーケージセクターは 5 年毎に見直されることになっており、少なくとも 2013 年、14 年におけるリーケージセクターの排出枠は全量無償で割り当てられることになる。

2009 年 12 月に開催される COP15 (コペンハーゲン会合) では、気候変動問題に関する 2013 年以降の国際的な取組みの合意が期待されているが、この合意内容によっては現在リストアップされているリーケージセクターが更に拡大される可能性もある。ENDS によれば、欧州委員会はコペンハーゲン会合の結果を踏まえ、2009 年 12 月 23 日にはリーケージセクターの正式決定が可能のようである (出所 [3])。現在提案中のリストに従えば、2013 年から開始される第 3 フェーズにおいて、約 8 割の製造業が排出枠を無償割当されることになる。無償割当に際しては、EU 共通の製品別ベンチマークによって割当量が決定されることになっており、今後、域内のリーケージセクター間の衡平性に配慮したベンチマークの構築に関心が移ることになる。

(文責 坂本智幸)

(出所)

- [1] 欧州議会環境委員会議事録、2009 年 10 月 5、6 日、"C.4. RPS draft Comitology Measure under the ETS Directive- List of sectors and subsectors deemed to be exposed to a significant risk of carbon leakage"
- [2] 欧州委員会 (2009) , "Emissions trading: Member States approve list of sectors deemed to be exposed to carbon leakage", プレスリリース
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1338&format=PDF&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- [3] ENDS (Europe's environmental news and information service)、2009 年 10 月 7 日、「MEPs set to approve carbon leakage risk list」

- [4] 欧州議会プレスリリース、2009 年 11 月 4 日、" CO2 emission trading: free allowances for industries that might otherwise leave the EU"
http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/064-63563-307-11-45-911-20091103I-PR63562-03-11-2009-2009-false/default_en.htm

¹⁰ 国際競争にさらされている企業に対して炭素制約を課すことによって、自国の温室効果ガス排出規制を逃れ、規制の緩い第 3 国へ移転してしまうという問題

¹¹ 2009 年 11 月 3 日に開催された欧州議会環境委員会において、欧州委員会の提案に反対する委員会決議案が否決された。これにより欧州議会環境委員会において欧州委員会の提案が合意されことになる (出所 [4])。

7. 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減 (REDD+)

次期京都議定書をめぐる国際交渉のなかで、温室効果ガスの緩和と途上国支援・資金問題につき幾つかの新たな国際的なメカニズムが提案されている。今回は、途上国における森林減少・劣化に由来する排出削減対策と資金支援を行う REDD+ (Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing Countries) について紹介したい。

現在、REDD+は、方法論的課題が補助機関会合 (SBSTA)、政策措置が条約の下での特別作業部会 (AWG-LCA) において議論されており、推計とモニタリング手法、基準となる排出レベル、先住民等の参加、能力開発、生物多様性の保全等が論点となっている。「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評価報告書」によると、森林伐採等による温室効果ガスの排出が、人為起源の温室効果ガスのうち 17.4%を占めること、「スターンレビュー」においては、「森林伐採の対策は、排出量を減らすために非常に費用対効果の高い方法」とされ、対策の量的重要性、コスト効果の有効性が指摘されている。

既存の植林 CDM のボトムアップ的な手法と異なるのが、REDD+である。具体的には、基準となる排出レベルを上回る削減量が達成された場合に、その量に応じて資金提供を行うスキームである。REDD+は 2005 年の COP11 において、パプアニューギニアおよびコスタリカにより提案された。両国は、熱帯雨林を守るための対策が、現行の京都議定書ではクレジットとして認められていないため、新たなスキームの促進が必要であると主張した。本提案において強調されたのが、①国レベルでのベースラインの決定、②リモートセンシングによる衛星画像の活用、国際リーケージの防止、③補填義務^{12*}の撤廃であった。REDD+は、サミットや MEF 等でも対策の必要性が指摘されているとおり、潜在量が膨大かつ相対的にコストの安い対策、一部の途上国サイドが嗜好する対策として特徴づけられる。

一方、市場でのクレジットの活用方法においては、欧州委員会が「現行の 3 倍量のクレジットを創出する REDD+クレジットについては、2020 年以降のスキームにおいて慎重に検討」とするなど一種の懸念を表明している。

振り返ると、気候変動問題と森林減少 (土地利用の変化) のかかわりは、京都議定書の議論において当初から認識されており、現行の枠組みでは、吸収源、植林 CDM として緩和策がとられている。植林 CDM は、森林クレジットの創出の契機として期待が集まっていたが、森林の定義づけ、非永続性、方法論の複雑さといった問題から、CDM 理事会による承認は 8 件のみとなっている (2009 年 10 月現在)。

森林伐採は、途上国特有の土地管理などの諸課題と直結しており、ガバナンスの構築は、慎重に行われるべきであろう。他方、既存の国際的な森林をめぐる取り組みも、多くの問題に直面している。しかしながら、将来にわたっての国連交渉において、REDD+は、途上国の関与を強めるための一つのカードといえるのではないか。

(文責 柳 美樹)

(出所)

- [1] 林野庁、外務省プレス資料
http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/091013_1.html
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/bangkok_gai.html
- [2] スターンレビュー
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9176&hou_id=8046
- [3] UNFCCC (2005 年)、パプアニューギニア・コスタリカ提案「Reducing emissions from deforestation in developing countries: approaches to stimulate action」
- [4] 欧州委員会 (2008)、「Questions and answers on deforestation and forest degradation」
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/632&format=PDF&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹² 森林の火災等によりクレジットが滅失する場合に備え、政府が植林 CDM のクレジットを償却する際、他のクレジットを replacement account に保有しておくことが義務づけられている (COP9 の決定文書 UNFCCC/SBSTA/2003/L27 J 項、K 項)。